

件 名 「随意契約の見直しの再取組」に関することについて

要 旨

千葉県では、施策の遂行のために、業者等と工事、測量、委託、購買等の契約を締結している。それらは、競争入札（一般競争入札、指名競争入札、事後審査）を経る契約と随意契約に大別される。

また、地方自治法施行令第 167 条の 2（随意契約）により、随意契約によることができる場合は限定列举されており、競争入札による契約が原則である。

県は、2007 年に「随意契約の見直しについて」の取り組みを行い、入札・契約制度の改善のひとつとして、随意契約を「競争入札になぜできないのか」、「真に随意契約の要件に該当するのか」等の視点で見直しを行った。

その結果、調査対象契約のうち「競争的でない随意契約」は契約金額ベースで、35.1%から 18.5%となった。

「競争的でない随意契約」の割合は、大きく圧縮されたが、2021 年度には、契約金額ベースで 26.6%に再び増加を示している。特に 2020 年度の 17.0%から比べると激増している。しかも、不落随契、用地取得費の要素を勘案しても「競争的でない随意契約」が激増している。（2022 年度の随意契約に関わる統計は公開されていない。）

以上の趣旨から、2007 年度に取り組み、効果を挙げた「随意契約の見直し」を再取り組み願いたい。

また、千葉県議会委員会条例第 20 条の 6 に基き、委員会が当請願者を参考人として出頭を求め、意見の開陳の機会を付与する場合は、本請願の趣旨・背景等を委員会で説明する用意がある。